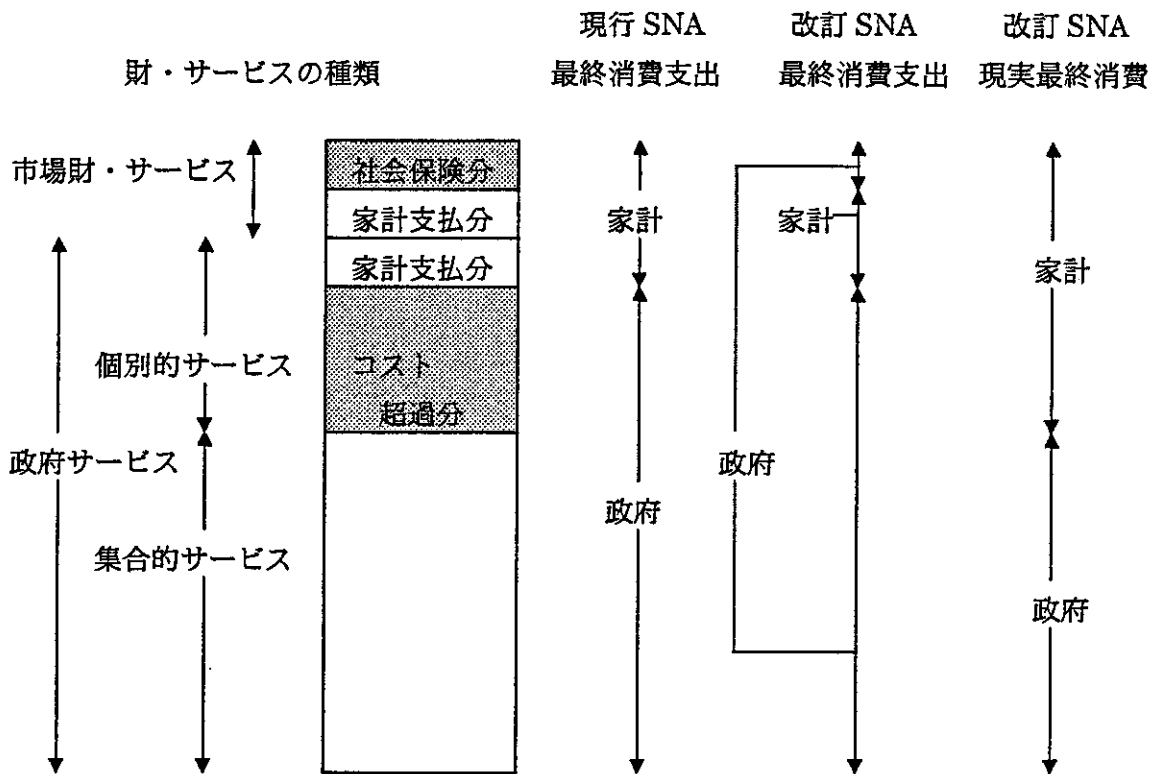


に移転されるため、その現実最終消費は集会的なものだけになる。以上の関係は、おおよそ図4のように示される。また、対家計民間非営利団体のサービスは、その団体の構成員以外には提供されないことから本質的に個別的なものとしてされ、このためその最終消費支出はすべて現物社会移転として家計に移転される。したがって、対家計民間非営利団体の現実最終消費はないものとしてされる。

図4 現行 SNA と改訂 SNA の最終消費概念



(注) 市場財・サービスは医療サービスを想定した。なお、国公立病院の医療サービスは現行 SNA では政府サービスとしているが、改訂 SNA では市場サービスとして取り扱われる。図の網掛け部分は現物社会移転に相当する。

3. 社会保障基金と年金基金の区分

社会保障団体のうち、①社会の大部分をカバーする、②保険料の負担が強制的である、③負担と給付の間に直接的な関係がない、という3つの条件を満たす場合に社会保障基金とし、それ以外を年金基金として分類することになる。社会保障基金と家計の取引は移転として、年金基金との取引は金融取引として記録するという原則から③の条件が最も重視されることになる。こうして年金基金として分類されることになる基金は、保険会社と

もに金融機関の一部門として一般政府から切り離される。日本の年金基金のほとんどは金融機関に移行することになる。

こうして産業となる年金基金の産出は、保険会社のそれと同様に、

保険料負担+基金の運用収益-年金給付-年金準備金の増加

として定義されることになる。

4. 公立病院などの市場生産者としての分類

国公立の医療機関と日本赤十字など一部の非営利医療機関は、現行 SNA において非市場生産者として、それぞれ一般政府と対家計民間非営利団体とされていたが、これらを市場生産者として、すなわち非金融法人企業に分類変更する。その理由は、営利性の差はあるとしても、これらの医療機関の医療サービスが、民間の医療機関と同じく、健康保険制度という同一の枠組みの中で供給されているということによる。

繰り返しになるが、現行 SNA では、これら医療機関の産出=コストを政府サービスあるいは対家計民間非営利サービスとして、診療費等の家計の負担を家計最終消費支出とし、コストをこれが上回る部分を一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費支出としている。これらの医療機関が「産業」に移行することによる、一般政府あるいは対家計民間非営利団体の支出の取り扱いとしては2とおりが考えられる。

第1は、国公立医療機関のコスト超過分を通常の産業補助金とみなし、非営利医療機関のそれはその他の経常移転で賄われるとする方法である。この場合、これら医療機関の名目産出は現行 SNA よりも大幅に減少せざるを得ない。また、産業補助金とみなすことは、そのための財政支出が価格政策の一環として行われることを意味するから、これら医療機関の存在意義と整合的でないように思われる。

したがって、これら医療機関の産出の内のコスト超過分は、市場サービスとなるにしても、一般政府あるいは対家計民間非営利団体が購入して家計に移転するという取り扱いが妥当であろう。すなわち、この部分は一般政府あるいは対家計民間非営利団体の最終消費支出であり、家計への現物社会移転とすることである。現行の SNA 産業連関表の最終需要部門の政府最終消費支出および対家計民間非営利団体最終消費支出の列には、それぞれ政府サービスと対家計民間非営利サービス生産者からの投入しかないが、このように改訂後の取り扱いを行う場合には、新たに産業の医療サービス（現行分類ではサービス業）からの投入が表象されることとなる。

資料：国民経済計算における社会保障費の推計方法

勝又 幸子

調査概要：経済企画庁国民経済計算において、社会保障給付費を観察する場合次の3つの費用を用いることが一般的である。

- ① 一般政府の目的別消費支出【国民経済計算年報 第1部フロー編 [3] 付表 7.】
- ② 一般政府の目的別最終消費支出【国民経済計算年報 第1部フロー編 [3] 付表 8.】
- ③ 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)【国民経済計算年報 第1部フロー編 [3] 付表 9.】

③については、社会保障移転として社会保険制度を中心とした給付を観察することができる。社会保障移転の内容と社会保障給付費(IL0基準)との関係については、浜田浩児(1995)が詳しく比較記述している。そこで、本資料では①②を中心に内容を調べたものをまとめた。なお本調査は現行SNAの枠組みにおいて調査されたものである。

I) 一般政府(うち特に中央政府)の目的別支出で「4.保健」として計上されている内容を調査した。

調査方法：国民経済計算年報の付表の8「一般政府の目的別最終消費支出」に含まれる支出項目は、雇用者所得・固定資本減耗・中間投入・間接税・(控除)商品/非商品販売である。これらが計算機では性質コード化されている。計算機の打ち出した用紙より所轄官庁別、性質コード別に項目を抜き出した。

最終消費支出 = 雇用者所得 (L) + 固定資本減耗 (S) + 中間投入 (I) + 間接税 (T) - 商品・非商品販売 (G)
--

所轄 主管 厚生省

110 組織名 厚生本省

雇用者所得 (L) 国民健保助成費中指導監査委託費

固定資本減耗 (S) 無し

中間投入 (I) 薬事等訴訟業務旅費 老健事業適性化業務旅費 医薬品輸入調査等外国旅費 医薬品等安全性調査委員等外国旅費 医師等国家試験費 国会図書館支部庁費 薬事等訴訟業務庁費 医療給付適性化業務庁費 医薬品審査等業務庁費 食品等試験検査費 電子計算機等借料 保健福祉調査委託費 特定疾患調査委託費 医薬品等試験調査委託費 薬事経済調査委託費 衛生関係指導者養成等委託費 不用物品売払代 検定検査事務等委託費 血液製剤使用適性化普及委託費 医薬分業推進事業委託費 諸謝金 議員旅費 あへん需給調査旅費 外国旅費 委員等旅費 庁費 あへん等取り扱い業務庁費 医薬品買上費 あへん購入費 各所修繕 栄養調査委託費 保健所業務費補助金 保健所運営費交付金 沖縄保健衛生等対策諸費(諸謝金 職員旅費 委員等旅費 庁費) 日米医学協力研究事業委託費 医薬品試験調査委託費 医療施設運営費等補助金 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 家庭用品等試験検査費 防疫教務委託費 らい予防事業委託費 優生手術費交付金 原爆症調査研究委託費 原爆症被爆者健康診断費交付金 社会保険基礎調査委託費

間接税 (T) 無し

(控除) 商品/非商品販売 (G) 受託調査および試験収入 受託造修収入 試験場製品等

売払代 特種薬品売払代 国立身体障害者リハビリテーションセンター病院収入 国立らい療養所付属看護婦養成所等給食費受け入れ 国有財産貸付収入のうち 建物および物件貸し付け料 授業料 入学および検定料 講習料

111 組織名 厚生本省試験研究機関

L 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当

I 諸謝金 職員旅費 受託研究旅費 委員等旅費 庁費 電子計算機等借料 試験研究費 受託研究費 試験製造費 土地建物借料 各所修繕 医用霊長類育成委託費 血清等製造検査費中の 諸謝金 職員旅費 庁費 電子計算機等借料 試験製造費 菌株維持費

T 自動車重量税 固有資産所在市町村交付金

G 無し

112 組織名 検疫所

L 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当

I 諸謝金 職員旅費 検疫旅費 航海日当食卓料 庁費 検疫庁費 食品試験検査費 被服費土地建物借料 各所修繕 停留者食糧費

T 自動車重量税 固有資産所在市町村交付金

G 無し

113 組織名 国立らい療養所

L 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当 育児休業給

I 諸謝金 職員旅費 外国旅費 委員等旅費 生徒旅費 患者転送等旅費 庁費 患者療養諸費

T 固有資産所在市町村交付金

G 無し

115 組織名 地方医務局

L 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当

I 諸謝金 庁費 各所修繕 交際費

T 自動車重量税 固有資産所在市町村交付金

G 無し

所轄 厚生省

318 国立病院特別会計（病院勘定）

L 病院経営費中の 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当 退職者給与 国際機関等派遣職員給与 育児休業給 退職手当 国家公務員共済負担金

看護婦等養成費中の 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当

I 病院経営費中の 諸謝金 受託研究謝金 職員旅費 受託研究旅費 研修旅費 赴任旅費 外国旅費 研修指導医等留学旅費 委員等旅費 庁費 受託研究費 受託研修費 医薬品等購入費 土地建物借料 各所修繕 患者食糧費 循環器病研究委託費 小児医療研究委託費 国際医療協力研究委託費

看護婦等養成費中の 諸謝金 職員旅費 講習旅費 外国留学旅費 委員等旅費 生徒旅費 庁費 生徒食糧費 不用物品売払代

T 自動車重量税 消費税 固有資産所在市町村交付金

G 診療収入中の 入院患者収入 外来患者収入

雑収入中の 検査および使用料収入 建物および物件貸付料 受託調査試験等収入
看護婦等養成所生徒給食費受入 看護婦等養成所授業料 看護婦等養成所検定料

320 国立病院特別会計（療養所勘定）

L 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当 休職者給与 国際機関等
派遣職員給与 育児休業給 退職手当 国家公務員共済負担金

看護婦等養成費中の 職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当

I 病院経営費中の 諸謝金 受託研究謝金 職員旅費 受託研究旅費 研修旅費 赴任
旅費 外国旅費 委員等旅費 庁費 受託研究費 受託研修費 医薬品等購入費 土地建
物借料 各所修繕 患者食糧費 精神神経疾患研究委託費

看護婦等養成費中の 諸謝金 職員旅費 講習旅費 外国留学旅費 委員等旅費 生徒
旅費 庁費 生徒食糧費 不用物品売払代

T 自動車重量税 消費税 固有資産所在市町村交付金

看護婦養成費中の 自動車重量税

G 診療収入中の 入院患者収入 外来患者収入

雑収入中の 検査および使用料収入 建物および物件貸付料 受託調査試験等収入
看護婦等養成所生徒給食費受入 看護婦等養成所授業料 看護婦等養成所検定料

412 船員保険特別会計

I 不用物品売払代

413 国家公務員共済（短期経理）

I 信託等売買手数料

417 地方公務員共済（短期経理）

I 信託等売買手数料

所轄 文部省

316 国立学校特別会計

L 大学付属病院の職員基本給 職員諸手当 超過勤務手当 非常勤職員手当 育児休業
給

I 大学付属病院の諸謝金 職員旅費 講師等旅費 校費 受託研修費 土地建物借料
電子計算機等借料 患者食糧費 生徒食糧費

T 自動車重量税

G 付属病院収入

所轄 労働福祉事業団

501 収入支出決算書

L 役職員給与 職員給与 施設管理費

固定資本減耗（S） 減価償却費

I 管理諸費 医療諸費 施設管理費 業務諸費

T 無し

G 施設収入

所轄 国民健康保険（支出）

429

L 総務費中 人件費

都道府県国民健康保険連合会（審査支払特別会計業務勘定）中 人件費

I 総務費一人件費

都道府県国民健康保険連合会（審査支払特別会計業務勘定）中の総務費（物件費）
都道府県国民健康保険連合会（審査支払特別会計業務勘定）中の審査委員会費
T 無し
G 無し

430 老人保健医療（歳出）
L 総務費中 人件費
I 総務費（その他）
医療諸費（審査支払手数料）
T 無し
G 無し

所轄 総理府
040 総理府（歳）
G 病院収入 宮内庁病院収入 防衛庁病院収入 放射線医学総合研究所病院収入
050 宮内庁
I 病院費 病院患者食糧費

058 沖縄開発庁
L 無し
I 沖縄保健衛生等対策費中の 諸謝金 職員旅費 委員等旅費 庁費
その他無し

消費支出＝補助金・社会保障給付, 社会扶助金, 無基金雇用者福祉給付・総固定資本形成 主管所管 (A) 組織 (B) 項目 (C) 目名 (D)

補助金 06**

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 科学研究費 (D) 結核研究所補助金

社会保障給付 080*

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計（健康勘定） (C) 保険給付費 (D) 保険給付費、疾病保険給付費

(A) 国家公務員共済 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 保健給付、直営保健給付、連合会直営保健給付、付加給付、一分負担金払戻金

(A) 日本鉄道共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 保険給付、付加給付、一分負担金払戻金

(A) 日本たばこ産業共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 保険給付、付加給付、一分負担金払戻金

(A) 日本電信電話共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払事業 (D) 保険給付、付加給付、一分負担金払戻金

(A) 地方公務員共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払事業 (D) 保健給付、直営保険給付、付加給付

(A) 私立学校職員共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払事業 (D) 保健給付、直営保険給付、付加給付、一分負担金払戻金

(A) 地方公務員災害補償基金 (B) 普通補償経理 (C) 補償費 (D) 療養補償費

(A) 消防団員等公務災害補償等共済組合 (B) 公務災害補償業務に係る分（収支計算書）
(C) 補償費 (D) 療養補償費

(A) 組合管掌健保組合 (B) 収入支出決算状況 (C) 支出 (D) 法定給付金、付加給付金、一部負担還元費

(A) 国民健康保険 (B) 支出 (C) 総務費 (D) 保険給付費

(A) 老人健康保険 (B) 歳出 (C) 総務費 (D) 医療諸費 (医療給付費)、医療諸費 (医療費支給費)

社会扶助金 081*

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 結核医療費 (D) 結核医療費補助金、結核医療費負担金

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 原爆障害対策費 (D) 原爆被爆者医療費

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 精神保健費 (D) 精神保健対策費等補助金、精神障害者措置入院費等負担金

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 老人福祉費 (D) 老人保健事業費推進費等補助金、老人医療給付費負担金、老人福祉施設保護費負担金

(A) 厚生省 (B) 国立らい療養所 (C) 国立らい療養所運営費 (D) 患者給与費、収容者作業給与費

(A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計 (病院勘定) (C) 病院経営費 (D) 移転等補償金

固定資本形成 03*1

(A) 厚生省 (B) 厚生省試験研究機関 (C) 厚生省試験研究所 (D) 厚生省試験研究所研究設備整備費

(A) 厚生省 (B) 厚生省試験研究機関 (C) 施設費 (D) 施設施工旅費、施設整備費

(A) 厚生省 (B) 検疫所 (C) 検疫所 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、船舶購入費

(A) 厚生省 (B) 国立らい療養所 (C) 国立らい療養所施設費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費

(A) 文部省 (B) 国立学校特別会計 (C) 大学附属病院 (D) 医療機器整備費

(A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計 (病院勘定) (C) 病院経営費 (D) 医療機器整備費

(A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計 (病院勘定) (C) 施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、国立病院特別施設整備費

(A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計 (療養勘定) (C) 療養所経営費 (D) 医療機器整備費

(A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計 (療養勘定) (C) 施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、国立療養所特別施設整備費

(A) 労働福祉事業団 (B) 収入収支決算書 (C) 施設勘定 (D) 施設建設費、施設整備費、機器等整備費

II) 一般政府の目的別支出で「5. 社会保障・福祉サービス」として経常されている内容を調査した。

最終消費支出 = 雇用者所得 (01**) + 固定資本減耗 (S) + 中間投入 (02**) + 間接税 (間接税 05**) - 商品・非商品販売 (G)

(A) 主管所管 (B) 組織 (C) 項目 (D) 目名

雇用者所得 01**

- (A) (B) 衆議院 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 参議院 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 最高裁判所 (C) (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 下級裁判所 (D) 児童手当
- (A) (B) 檢察審査会 (D) 児童手当
- (A) (B) 会計検査院 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 内閣官房 (D) 児童手当
- (A) (B) 安全保障会議 (D) 児童手当
- (A) (B) 内閣法制局 (D) 児童手当
- (A) (B) 人事院 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 総理府本府 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 日本学術会議 (D) 児童手当
- (A) (B) 公正取引委員会 (D) 児童手当
- (A) (B) 警察庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 科学警察研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 皇宮警察本部 (D) 児童手当
- (A) (B) 公害等調整委員会 (D) 児童手当
- (A) (B) 宮内庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 総務庁 (D) 国会議員互助年金、文官等恩給費、旧軍人遺族等恩給、職員基本給、諸手当、超過勤務手当、委員手当、非常勤職員手当、公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 北海道開発庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 防衛本庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 防衛施設庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 経済企画庁 (D) 児童手当
- (A) (B) 経済研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 科学技術庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 科学技術庁試験研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 環境庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 環境庁研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 沖縄開発庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 国土庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 法務本庁 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 法務総合研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 法務局 (D) 児童手当
- (A) (B) 檢察官署 (D) 児童手当
- (A) (B) 矯正官署 (D) 児童手当
- (A) (B) 厚生保護官署 (D) 児童手当
- (A) (B) 地方入官署 (D) 児童手当
- (A) (B) 外務本省 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 大蔵本省 (D) 公務災害補償費、児童手当、旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金
- (A) (B) 税関 (D) 児童手当
- (A) (B) 税務官署 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 国税不服審判所 (D) 児童手当
- (A) (B) 醸造試験所 (D) 児童手当
- (A) (B) 文部本省 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 文部本省所轄研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 日本学士院 (D) 児童手当

- (A) (B) 国立社会教育施設 (D) 運営費、児童手当
 (A) (B) 文か庁 (D) 児童手当
 (A) (B) 国立博物館 (D) 児童手当
 (A) (B) 国立美術館 (D) 児童手当
 (A) (B) 厚生本省 (D) 公務災害補償費、児童手当、生活保護費中の生活保護指導監査委託費、在宅福祉事業費補助金、児童保護指導監査委託費、遺族及び留守家族等援護費中の委員手当
 (A) (B) 厚生本所試験研究所 (D) 児童手当
 (A) (B) 検疫所 (D) 児童手当
 (A) (B) 国立らい療養所運営費 (D) 児童手当
 (A) (B) 国立厚生援護所運営費 (D) 児童手当、職員基本給、職員手当、超過勤務手当、育児休業給付
 (A) (B) 地方医務局 (D) 児童手当
 (A) (B) 麻薬取締官事務所 (D) 児童手当
 (A) (B) 農林水産本省 (D) 公務災害補償費、児童手当
 (A) (B) 農林水産本省 農林水産技術会議 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 農林水産技術会議 本省試験研究所 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 農林水産技術会議 検査指導所 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 地方農政局 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 海岸事業費 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 北海道統計情報事務所 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 食糧庁 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 林野庁 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 林野庁 森林総合研究所 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 水産庁 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 水産庁 試験研究所 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 水産庁 水産大学校 (D) 児童手当
 (A) 農林水産本省 (B) 水産庁 北海道さけます孵化場 (D) 児童手当
 (A) (B) 通産本省 (D) 公務災害補償費、児童手当
 (A) (B) 通産本省 検査所 (D) 児童手当
 (A) (B) 通産本省 工業技術院 (D) 児童手当
 (A) (B) 通産本省 工業技術院 試験研究所 (D) 児童手当
 (A) (B) 通産本省 検査所 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 資源エネルギー庁 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 中小企業庁 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 通産局 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 鉱山保安監督官署 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 消防庁 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 消防庁 消防研究所 (D) 児童手当
 (A) 通産省 (B) 電源開発促進対策特別会計 (C) 電源立地勘定 (D) 児童手当
 (A) (B) 法務省 (C) 登記特別会計 (D) 公務災害補償費、児童手当
 (A) (B) 大蔵省 (C) 外為資金特別会計 (D) 児童手当
 (A) (B) 大蔵省 (C) 石炭ならびに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計 (D) 公務災害補償費、児童手当
 (A) (B) 大蔵省 (C) 炭鉱離職者援護対策費石炭勘定 (D) 児童手当
 (A) (B) 大蔵省 (C) 事務処理費 石油及び石油代替エネルギー勘定 (D) 児童手当
 (A) (B) 国立学校特別会計 国立学校 (D) 公務災害補償費、児童手当
 (A) (B) 国立学校特別会計 大学附属病院 (D) 児童手当

- (A) (B) 国立学校特別会計 研究所 (D) 児童手当
- (A) (B) 厚生保険特別会計 (C) 児童手当勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) (B) 厚生保険特別会計 (C) 業務勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職者給与、公務災害補償費、児童手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) (B) 船員保険特別会計 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) (B) 国立病院特別会計 (C) 病院勘定 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) (B) 国立病院特別会計 (C) 療養所勘定 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計 (C) 業務勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職者給与、公務災害補償費、児童手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) 通産省 (B) 特許特別会計 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 運輸省 (B) 自動車検査登録特別会計 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 運輸省 (B) 空港整備特別会計 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計 (C) 労災勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、委員手当、公務災害補償費、児童手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金、労働福祉事業費中非常勤職員手当
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計 (C) 雇用勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職者給与、公務災害補償費、児童手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計 (C) 徴収勘定 (D) 職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職者給与、公務災害補償費、児童手当、退職手当、児童手当、国家公務員等共済組合負担金
- (A) (B) 地方公務員災害補償基金所管 (普通補償経理) (D) 役員給与、委員手当、職員給与
- (A) (B) 消防団員等公務災害補償共済組合所管 (公務災害補償業務に係る分 (収支決算諸)) (D) 給与諸費
- (A) (B) 地方公務員災害補償基金所管 (普通補償経理) (D) 役員給与、委員手当、職員給与
- (A) (B) 消防団員等公務災害補償共済組合所管 (退職報償金支払業務に係る分 (収支決算諸)) (D) 給与諸費
- (A) (B) 年金福祉事業団 (収支決算書) (一般業務勘定) (D) 人件費、電話代
- (A) (B) 年金福祉事業団 (収支決算書) (資金確保事業勘定) (C) 人件費、(D) 電話代
- (A) (B) 簡易保険郵便年金福祉事業団 損益計算書 (一般勘定) (C) 給与費、(D) 退職手当
- (A) (B) 雇用推進事業団 (一般会計支出) (D) 役員給与
- (A) (B) 雇用推進事業団 (炭鉱離職者援護事業特別会計) (D) 役員給与
- (A) 総理府 (B) 北海道開発庁 (C) 北海道治水海岸事業工事諸費 (D) 業務災害補償費、児童手当
- (A) 総理府 (B) 北海道開発庁 (C) 北海道道路事業工事諸費 (D) 業務災害補償費、児童手当
- (A) 総理府 (B) 北海道開発庁 (C) 北海道港湾漁業空港整備事業工事諸費 (D) 業務災害補償費、児童手当
- (A) 総理府 (B) 北海道開発庁 (C) 北海道公園事業工事諸費 (D) 業務災害補償費

- (A) 総理府 (B) 沖縄開発庁 (C) 沖縄治水事業工事諸費 (D) 業務災害補償費、児童手当
- (A) 総理府 (B) 沖縄開発庁 (C) 沖縄道路事業工事諸費 (D) 児童手当
- (A) 総理府 (B) 沖縄開発庁 (C) 沖縄港湾空港整備事業工事諸費 (D) 児童手当
- (A) 総理府 (B) 沖縄開発庁 (C) 沖縄公園事業工事諸費 (D) 児童手当
- (A) 農林水産省 (B) 地方農政局 (C) 地滑り対策事業工事諸費 (D) 児童手当
- (A) 建設省 (B) 地方建設局 (C) 公園事業工事諸費 (D) 児童手当
- (A) 農林水産省 (B) 国営土地改良事業特別会計 (C) 土地改良工事諸費 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 運輸省 (B) 港湾整備特別会計、港湾整備勘定 (C) 港湾整備特工事諸費 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 建設省 (B) 道路整備特別会計 (C) 道路事業工事諸費 (D) 公務災害補償費、児童手当
- (A) 建設省 (B) 治水別会計、治水勘定 (C) 治水事業工事諸費 (D) 公務災害補償費、児童手当

中間投入 02**

- (A) (B) 総理府本符 (D) 引揚者特別交付金支給事務地方公共団体委託費、障害者事業推進委託費、台湾住民戦没者遺族弔慰金等支給事務委託費、慰労金支給事務委託費
- (A) (B) 総務庁 (D) 老人問題調査委託費
- (A) (B) 総務庁 (C) 恩給支給事務費 (D) 諸謝金、職員旅費、恩給需給権調査旅費、赴任旅費、外国旅費、委員等旅費、庁費、恩給受給権調査業務庁費、恩給受給業務庁費、通信専用料、電子計算機等借料、交際費、優生事業特別会計への繰入
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 医療給付等調査旅費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 公的扶助資料調査費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 公的扶助資料調査委託費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 社会事業学校等経営委託費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 社会福祉諸費 (D) 賞品費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 原爆被爆者埋葬料交付金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 民生委員手帳等作成費、身体障害者福祉促進事業委託費、医薬品事 (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 故障害対策事業委託費、心身障害児総合医療療育センター運営委託費、地方改善事業補助金、
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 特別児童扶養手当等給付諸費 (D) 事務取り扱い費交付金、優生事業特別会計への繰入金、児童扶養手当給付費負担金、事務取り扱い交付金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 遺族及び留守家族等援護費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、参考人等旅費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (D) 庁費、遺族等年金支給業務庁費、電子計算機等借料、遺族及び留守家族等援護事務委託費、郵政事業特別会計へ繰入、
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 農業者年金実施費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費
- (A) 厚生省 (B) 国立更生援護機関 (C) 運営費 (D) 諸謝金、職員旅費、保護指導等旅費、委員等旅費、入所者見学等旅費、庁費、更生援護庁費、医薬品等購入費、土地建物借料、各所修繕費、患者食糧費、入所者食糧費、義肢製作源材料費、
- (A) 農林水産省 (B) (C) 農業者年金等実施費 (D) 諸謝金、職員旅費、庁費、農業者年金監査等委託費、
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計 (C) 児童手当勘定 (D) 諸謝金、職員旅費、赴任旅費、庁費、拠出金納付手数料、児童手当監査事務委託費、市町村事務取り扱い交付金
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計 (C) 業務勘定 (D) 諸謝金、職員旅費、保険給付

適正化業務旅費、研修費、滞納処分業務旅費、赴任旅費、外国旅費、委員等旅費、庁費、研修庁費、健康保険印紙作成費、通信専用料、土地建物借料、宿舍特別借り上げ費、電子計算機借料、各所修繕費、健康保険事務指定市町村交付金、交際費、郵政事業特別会計への繰入、

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計 (C) 業務勘定、保健施設費 (D) 諸謝金、職員旅費、保険給付適正化業務旅費、委員等旅費、庁費、健康管理業務庁費、通信専用料、土地建物借料、疾病予防検査等委託費、保養所経営委託費、

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計 (C) 業務勘定、福祉施設費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、整形外科療養費等委託費、健康保険病院看護婦養成所経営委託費、老人福祉事業開発委託費、健康づくり啓蒙事業委託費、郵政事業特別会計への繰入

(A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 業務取扱費 (D) 諸謝金、職員旅費、保険給付適正化業務旅費、研修費、滞納処分業務旅費、赴任旅費、庁費、郵政事業特別会計への繰入、電子計算機借料、各所修繕費、

(A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 福祉施設費 (D) 諸謝金、職員旅費、外国旅費、委員等旅費、庁費、電子計算機借料、土地建物借料、保養所経営委託費、健康保険事業委託費、船員家族援護委託費、

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計 (C)、業務勘定 (D) 諸謝金、職員旅費、年金給付適正化業務旅費、研修費、滞納処分業務旅費、赴任旅費、委員等旅費、庁費、研修庁費、国民年金印紙作成費、印紙売捌手数料、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、国民年金事務取扱交付金、郵政事業特別会計への繰入、

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計 (C) 福祉施設費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、土地建物借料、電子計算機借料、郵政事業特別会計への繰入、国民年金事務従業者研修等委託費、健康づくり啓蒙事業委託費

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計 (業務勘定) (C) 業務取扱費 (D) 諸謝金、職員旅費、年金給付適正化事業旅費、研修旅費、滞納処分等旅費、赴任旅費、委員等旅費、庁費、印紙売捌手数料、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、郵政事業特別会計への繰入、国民年金事務取扱交付金、各所修繕

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計 (業務勘定) (C) 福祉施設費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、印紙売捌手数料、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、郵政事業特別会計への繰入、国民年金事務従業者研修等委託費、健康づくり啓蒙事業委託費

(A) 労働省 (B) 労働本省 (D) インドシナ難民救護等業務委託費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 児童手当 (D) 諸謝金、職員旅費、研修費、滞納処分業務旅費、赴任旅費、委員等旅費、外国旅費、証人等旅費、庁費、研修旅費、障害等級等認定庁費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、郵政事業特別会計への繰入、

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 労働福祉事業費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、情報処理業務旅費、情報処理業務庁費、庁費、試験研究費、社会復帰保養等旅費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、補装具等支給費、診療等委託費、災害科学研究委託費、

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、雇用勘定 (C) 業務取扱費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、外国旅費、赴任旅費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、雇用保険受給者実態調査委託費、労働力流動化研究委託費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、雇用勘定 (C) 雇用安定等事業費 (D) 諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、外国旅費、情報処理業務旅費、情報処理業務庁費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、徴収勘定 (C) 徴収取扱費 (D) 諸謝金、職員旅費、滞納処分業務旅費、赴任旅費、委員等旅費、庁費、雇用保険印紙作成費、通信専用料、土地建物借料、電子計算機借料、各所修繕費、労働保険加入促進業務委託費、郵政事業特別会計への繰入

(A) 国家公務員共済 (B) 長期・短期 (C) 支払 (D) 旅費、長期経理移行諸費

(A) 日本電信電話共済 (B) 長期給付 (C) 事業支出 (D) 業務委託費、賃借料

(A) 地方公務員共済 (B) 長期経理 (C) 事業支出 (D) 信託等売買手数料

(A) 私立学校職員共済 (B) 長期経理 (C) 事業支出 (D) 管理費

(A) 農林漁業団体職員共済 (B) 給付経理 (C) 事業外支出 (D) 団体貸付業務委託手数料

(A) 厚生年金基金連合会 (B) 厚生年金基金連合会 (C) 支出 (D) 信託報酬および保険事務費

(A) 地方公務員災害補償基金 (B) 普通補償経理 (C) その他 (D) 事業運営費

(A) 消防団員等公務災害補償等共済組合 (B) 公務災害補償業務にかかる分 (C) その他 (D) 旅費、事業運営費

(A) 地方公務員災害補償基金 (B) 退職報償金支払業務にかかる分 (C) 支出 (D) 旅費、事業運営費

(A) 年金福祉事業団 (B) 収入支出決算書 (C) 一般業務勘定支払 (D) 管理事務費一人件費、運用諸費

(A) 簡易保険郵便年金福祉事業団 (B) 損益計算書 一般勘定 (C) 費用 (D) 業務経理 (業務委託費含む)

(A) 雇用促進事業団 (B) 一般会計支出 (C) 福祉施設勘 (D) 福祉施設業務費

(A) 雇用促進事業団 (B) 一般会計支出 (C) 福祉施設勘・駐留軍関係離職者等援護事業勘定 (D) 福祉施設業務費・駐留軍関係離職者等援護業務費

(A) 雇用促進事業団 (B) 炭鉱離職者援護事業特別会計 (C) 支出の部 (D) 業務取扱費、援護業務費、交際費

間接税 05**

(A) 総理府 (B) 総務庁 (C) 恩給支給事務費 (D) 自動車重量税

(A) 厚生省 (B) 国立更生援護機関 (C) 国立更生援護所運営費 (D) 自動車重量税、国有資産所在市町村交付金

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計業務勘定 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、消費税、国有資産所在市町村交付金

(A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、消費税、国有資産所在市町村交付金

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計業務勘定 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、消費税、国有資産所在市町村交付金

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計労災勘定 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、国有資産所在市町村交付金

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計雇用勘定 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、国有資産所在市町村交付金

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計徴収勘定 (C) 業務取扱費 (D) 自動車重量税、国有資産所在市町村交付金、消費税

(A) 国家公務員等共済組合 (B) 長期経理 (C) 支払 (D) 消費税

(A) 日本電信電話共済組合 (B) 長期経理 (C) 事業支出 (D) 諸税公課

(A) 地方議会議員共済組合 (B) 給付経理 (C) 支出 (D) 有価証券取引税

補助金 06**

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 厚生本省 (D) 社会福祉施設職員退職手当、共済事業費補助金、

(A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 社会福祉諸費 (D) 社会福祉・医療事業団事務費補助金

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計雇用勘定 (C) 雇用安定等事業費 (D) 雇用安定等給付金、技能向上対策費補助金

社会保障給付 080*

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、年金勘定 (C) 保険給付費 (D) 保険給付費

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、児童手当勘定 (C) 被用者児童手当交付金 (D) 被用者児童手当交付金、特例給付交付金

(A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、児童手当勘定 (C) 非被用者児童手当交付金 (D) 非被用者児童手当交付金

(A) 厚生省 (B) 児童手当追加分ワークシート (C) 中央政府の固定資本形成に関する分 (D) 児童手当

(A) 厚生省 (B) 児童手当追加分ワークシート (C) 公的企業の固定資本形成に関する分 (D) 児童手当

(A) 厚生省 (B) 児童手当追加分ワークシート (C) 地方公務員の固定資本形成に関する分 (D) 児童手当

(A) 厚生省 (B) 児童手当追加分ワークシート (C) 地方政府の負担分 (D) 児童手当

(A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 保険給付費 (D) 失業保険給付費、年金保険給付費

(A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 福祉施設費 (D) 福祉施設給付費、就職促進手当、船員保険就学等援護費

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、基礎年金勘定 (C) 基礎年金給付費 (D) 基礎年金給付費

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、国民年金勘定 (C) 国民年金給付費 (D) 国民年金給付費

(A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、福祉年金勘定 (C) 福祉年金給付費 (D) 福祉年金給付費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、雇用勘定 (C) 失業給付費 (D) 失業給付費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 労働福祉事業費 (D) 介護料支給費、福祉施設給付費

(A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 保険給付費 (D) 保険給付費

(A) 国家公務員等共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 休業給付、災害給付

(A) 国家公務員等共済組合 (B) 長期経理 (C) 支払 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、船員給付、公務災害給付、通算退職年金、脱退一時金、返還一時金、死亡一時金、特例死亡一時金

(A) 日本鉄道共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 休業給付、災害給付

(A) 日本鉄道共済組合 (B) 長期経理 (C) 支払 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、公務災害給付、通算退職年金、脱退一時金、死亡一時金、基礎年金拠出金

(A) 日本たばこ産業共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 休業給付、災害給付

(A) 日本たばこ産業共済組合 (B) 長期経理 (C) 支払 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、公務災害給付、通算退職年金、返還一時金、死亡一時金

(A) 日本電信電話共済組合 (B) 短期経理 (C) 事業支出 (D) 休業給付、災害給付

(A) 日本電信電話共済組合 (B) 長期経理 (C) 事業支出 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、公務災害給付、通算退職年金、返還一時金、死亡一時金、脱退一時金

- (A) 地方公務員共済組合 (B) 短期経理 (C) 事業支出 (D) 休業給付、災害給付
- (A) 地方公務員共済組合 (B) 長期経理 (C) 事業支出 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、公務災害給付、通算退職年金、通算遺族年金、死亡一時金、恩給組合条例給付、旧市町村共済法給付
- (A) 私立学校職員共済組合 (B) 短期経理 (C) 支払 (D) 休業給付、災害給付
- (A) 私立学校職員共済組合 (B) 長期経理 (C) 支払 (D) 退職給付、障害給付、遺族給付、恩給財団給付
- (A) 地方議会議員共済組合 (B) 給付経理 (C) 支出 (D) 退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金、遺族一時金
- (A) 農林漁業団体職員共済組合 (B) 給付経理、決算報告、支出済み額 (C) 事業支出 (D) 退職給付金、障害給付金、遺族給付金
- (A) 厚生年金連合会 (B) 厚生年金基金・年金経理、損益計算書・厚生年金基金連合会、年金資金増減内訳 (C) 借方、支出 (D) 給付費
- (A) 石炭鉱業年金基金 (B) 年金経理 (C) 事業支出 (D) 年金給付、一時金給付
- (A) 農業者年金基金 (B) 年金勘定、年金給付関係 (C) 事業支出 (D) 給付金
- (A) 地方公務員災害補償基金 (B) 普通補償経理 (C) 補償費 (D) 休業補償費、傷病補償年金費、障害補償費、遺族補償費、葬祭補償費、
- (A) 地方公務員災害補償基金 (B) 特別補償経理 (C) 補償費 (D) 休業補償費
- (A) 消防団員等公務災害補償等共済組合 (B) 公務災害補償業務に係る分 (C) 損害補償費 (D) 休業補償費、傷病補償年金費、障害補償費、遺族補償費、葬祭補償費、
- (A) 消防団員等公務災害補償等共済組合 (B) 退職報償金支払業務に係る分 (C) 支出 (D) 退職報償金

社会扶助金 081*

- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 保健衛生諸費 (D) らい患者家族生活援護費委託費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 原爆障害対策費 (D) 原爆被爆者介護手当等負担金、原爆被爆者介護手当交付金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 生活保護費 (D) 生活保護費補助金、生活保護費負担金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 身体障害者保護費 (D) 身体障害者福祉費補助金、身体障害者保護費負担金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 老人福祉費 (D) 軽費老人ホーム事務費補助金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 婦人保護費 (D) 一時保護所保護費負担金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 児童保護費 (D) 児童保護指導監査委託費、児童保護費等補助金、児童保護費等負担金、母子保健衛生費負担金
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 特別児童扶養手当等給付諸費 (D) 特別障害者手当等給付費負担金、特別児童扶養手当給付費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 児童扶養手当給付諸費 (D) 児童扶養手当給付費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 遺族及び留守家族等援護費 (D) 引揚者給付費、留守家族等援護費、未帰還者特別措置費、戦傷病者特別援護費、引揚者援護費、遺族等年金
- (A) 厚生省 (B) 国立更生援護機関 (C) 国立更生援護所運営費 (D) 教護院生作業賞与金、更生訓練費等給付金
- (A) 運輸省 (B) 運輸本省 (C) 運輸本省 (D) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金
- (A) 運輸省 (B) 運輸本省 (C) 政府職員等失業者退職手当 (D) 政府職員等失業者退職手当
- (A) 内国債 (B) 交付国債等 (C) 元金 (D) 遺族国庫債券(国債)、引揚者国債、引揚者特別交付金国債、特別給付金国債、第4回～10回特別給付金国債、特別弔慰金国債、第2回～5回&12～14回特別弔慰金国債、特別弔慰金等国債、慰労金国債、

(A) 労働福祉事業団 (B) 収入支出決算書 (C) 援護勘定 (D) 医療援護費、介護料支給費

無基金雇用者福祉給付 014*

- (A) 国会 (B) 衆議院 (C) 衆議院 (D) 公務災害補償費
- (A) 国会 (B) 参議院 (C) 参議院 (D) 公務災害補償費
- (A) 裁判所 (B) 裁判所 (C) 最高裁判所 (D) 公務災害補償費
- (A) 会計検査院 (B) 会計検査院 (C) 会計検査院 (D) 公務災害補償費
- (A) 内閣 (B) 人事院 (C) 人事院 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 総理本府 (C) 総理本府 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 警察庁 (C) 警察庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 宮内庁 (C) 宮内庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 総務庁 (C) 総務庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 北海道開発庁 (C) 北海道開発庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 防衛本庁 (C) 防衛本庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 防衛施設庁 (C) 防衛施設庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 科学技術庁 (C) 科学技術庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 環境庁 (C) 環境庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 沖縄開発庁 (C) 沖縄開発庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 総理府 (B) 国土庁 (C) 国土庁 (D) 公務災害補償費
- (A) 法務省 (B) 法務本省 (C) 法務本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 外務省 (B) 外務本省 (C) 外務本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 大蔵省 (B) 大蔵本省 (C) 大蔵本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 大蔵省 (B) 国税庁 (C) 税務官署 (D) 公務災害補償費
- (A) 文部省 (B) 文部本省 (C) 文部本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 農林水産省 (B) 農林水産本省 (C) 農林水産本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 通商産業省 (B) 通商産業本省 (C) 通商産業本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 運輸省 (B) 運輸本省 (C) 運輸本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 運輸省 (B) 海上保安庁 (C) 海上保安官署 (D) 公務災害補償費
- (A) 郵政省 (B) 郵政本省 (C) 郵政本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 労働省 (B) 労働本省 (C) 労働本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 建設省 (B) 建設本省 (C) 建設本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 自治省 (B) 自治本省 (C) 自治本省 (D) 公務災害補償費
- (A) 法務省 (B) 登記特別会計 (C) 歳出、事務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 大蔵省・通産省及び労働省 (B) 石炭ならびに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計、石炭勘定、(C) 事務処理費 (D) 公務災害補償費
- (A) 文部省 (B) 国立学校特別会計 (C) 歳出、国立学校 (D) 公務災害補償費
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、業務勘定 (C) 業務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計、病院勘定 (C) 病院経営費 (D) 公務災害補償費
- (A) 厚生省 (B) 国立病院特別会計、療養所勘定 (C) 療養所経営費 (D) 公務災害補償費
- (A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、業務勘定 (C) 業務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 通商産業省 (B) 特許特別会計 (C) 事務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 運輸省 (B) 自動車検査登録特別会計 (C) 事務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 運輸省 (B) 空港整備特別会計 (C) 空港等維持運営費 (D) 公務災害補償費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 業務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、雇用勘定 (C) 業務取扱費 (D) 公務災害補償費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、徴収勘定 (C) 業務取扱費 (D) 公務災害補償費

固定資本形成 03*1

- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 社会福祉諸費 (D) 医療機器等整備費
- (A) 厚生省 (B) 厚生本省 (C) 社会福祉施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、心身省が維持総合医療教育センター施設整備費、
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、児童手当勘定 (C) 福祉施設費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、福祉施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、業務勘定 (C) 施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、業務勘定 (C) 保健施設費 (D) 施設施工庁費、健康増進施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、業務勘定 (C) 福祉施設費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、健康保健医療施設整備費、厚生年金病院保健医療施設整備費、厚生年金会館等保健医療施設整備費、老人ホーム等保健医療施設整備費、体育保健医療施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 厚生保険特別会計、業務勘定 (C) 特別保健福祉施設費 (D)、施設施工庁費、疾病予防検査等委託費、特別保健福祉施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 業務取扱費 (D) 施設施工庁費、施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 船員保険特別会計 (C) 福祉施設費 (D) 施設施工庁費、福祉施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、業務勘定 (C) 施設費整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費
- (A) 厚生省 (B) 国民年金特別会計、業務勘定 (C) 福祉施設費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、福祉施設整備費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、労災勘定 (C) 労働福祉事業費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設費
- (A) 労働省 (B) 労働保険特別会計、雇用勘定 (C) 施設整備費 (D) 施設施工旅費、施設施工庁費、施設費
- (A) 年金福祉事業団 (B) 収入支出決算書 (C) 支払 (D) 施設建設費
- (A) 簡易保険郵便年金福祉事業団 (B) 損益計算書、一般勘定 (C) 費用 (D) 施設建設費
- (A) 雇用促進事業団 (B) 炭鉱離職者援護事業特別会計 (C) 支出の部 (D) 施設整備費

Ⅲ) 地方政府の目的別支出の「4. 保健」及び「5. 社会保障・福祉サービス」として経常されている内容を調査した。

・ 地方政府の「保健」に含まれる範囲

・ 地方財政統計年報（第2部 2-5 目的別、性質別歳出内訳）普通会計決算 2-5-1 表目的別・性質別歳出内訳総括（純計 1）において目的別で「四、衛生費」と分類されている費目の 4 清掃費 を除く費用、即ち 1 公衆衛生費 2 結核対策費 3 保健所費を範囲とする。ただし都道府県別表（2-5-2 表）で分類されている 4 環境衛生費については「保健」とみなさないで、1 公衆衛生費より一定割合で控除している。

（注）純計とは、都道府県と市町村の間でやり取りされた費用の 2 重計上を除いたという意味。

2-5-1 表目的別・性質別歳出内訳総括（純計 1）は都道府県と市町村の統計より推計されている。つまり 2-5-2 表都道府県別・性質別歳出内訳（単純合計）において「四衛生費」と分類されている費目の 5 清掃費を除く費用（即ち 1 公衆衛生費 2 結核対策費 3 精神衛生費 6 保健所費 7 医薬費）² と、2-5-3 表 市町村（大都市・特別区及び一部事務組合を含む）目的別性質別歳出内訳（単純合計）において「四衛生費」と分類されている費目の 4 清掃費 を除く費用（即ち 1 保健衛生費 2 結核対策費 3 保健所費）³ を積算し双方で 2 重に計上されている部分を控除する。

都道府県別の衛生費に計上されている費目：

1 公衆衛生費；他の項に計上されない保健衛生関係の職員の人件費をはじめ、保健衛生、母子衛生、栄養改善、成人病対策及び結核以外の伝染病の予防関係に要する経費を計上する。

2 結核対策費；結核対策関係の人件費のほか、結核予防法に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する経費を計上する。

3 精神衛生費；精神衛生関係職員の人件費（精神衛生鑑定医等に対する報酬等を含む。）をはじめ、精神病院及び精神衛生相談所に係る経費、その他精神衛生法に基づく経費を計上する。

3 医薬費；医療関係職員の人件費をはじめ、医師、あんま師等の取締経費、許可事務費、保健婦、看護婦等の試験及び免許の事務費は並びに薬局の取締、麻薬中毒対策、薬業振興に要する経費のほか温泉審議会等に要する経費を計上する。

市町村の衛生費に計上されている費目：

1 保健衛生費；他の項に計上されない保健衛生関係の職員の人件費をはじめ保健衛生、精神衛生、母子衛生、成人病対策に要する経費、伝染病の予防関係経費、食品衛生、郊外大差苦闘の環境衛生のために要する経費、老人保健法に基づく医療事業以外の事業に要する経費等、その他法令等の規定に基づいて行う衛生行政に要する経費を計上する。尚、国民健康保険事業会計のうち直診勘定、病院事業会計、と畜場事業会計、上水道、簡易水道事業会計及び公立大学附属病院事業会計への繰り出し金または貸付金等を含める。

2 結核対策費；結核関係の人件費をはじめ、結核予防法に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する結核関係経費を計上する。

3 保健所費；保健所職員の人件費、保健所の施設整備費、運営費、研究費等を計上する。

純計において 1 公衆衛生費とされているものは、都道府県では 1 公衆衛生費、3 精神衛生費、4 環境衛生費、7 医薬費を合わせたものになっている。すでに・で示したように、4 環

境衛生費については「保健」とみなさないのので、地方政府部分の保健の積算をするときには1公衆衛生費より割合で控除している。また、純計において1公衆衛生費とされているものは、市町村では1保健衛生費になっている。

・非企業特別会計の決算より病院事業、公立大学附属病院事業、国民健康保険（直診勘定）事業、にかかわる費目も「保健」にふくまれている。
地方財政統計年報（第3部3-1-3表法適用企業の収益的収支のなかで「病院」事業、3-2-5表公立大学附属病院事業歳入歳出決算合計、3-2-10表国民健康保険事業の歳入歳出決算合計を資料としている。

最終消費支出：

参照：2-5-3表 市町村（大都市・特別区及び一部事務組合を含む）目的別性質別歳出内訳（純計）

雇用者所得；性質別で人件費〔議員報酬手当、委員等報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組 組合負担金、退職手当（組合負担金を除く）、災害補償金、職員互助会補助金、その他〕と物件費の一部になる賃金部分

中間投入；性質別で維持補修費・物件費の一部・普通建設事業費中の受託事業費
固定資本減耗；性質別で？ 病院等の減価償却費等
間接税；性質別で？
商品・非商品販売；性質別で？

補助金

社会保障給付・社会扶助金・無基金雇用者福祉給付

その他の反対給付のない経常移転；地方政府はなし

固定資本形成

該当団体自らが使用するために建設した施設の建設費用のうち用地取得費を除いた建築費（参照；用地取得費 2-22-1表 都道府県用地取得費の状況）

参考：nSNAにおいて保健と区分される項目は次の3つに区別されている。

- ； a. 一般行政、規制および調査； b. 病院及び診療所； c. 対個人保健サービス
- この区別にしたがって上記の費用を分類すると、a. 一般行政、規制および調査と分類されるのは、保健所費と都道府県別で計上されている医薬費がある。
- b. 病院及び診療所と分類されるのは、病院事業、公立大学附属病院事業、国民健康保険（直診勘定）事業がある。
- c. 対個人保健サービスと分類されるのは、医薬費を除く公衆衛生費と結核対策費がある。

・. 地方政府の「社会保障・福祉サービス」に含まれる範囲

・地方財政統計年報（第2部2-5目的別、性質別歳出内訳）普通会計決算 2-5-1表目的別・性質別歳出内訳総括（純計）において目的別で「三、民生費」と分類されている費目の 5 災害救助費 を除く費用、即ち1社会福祉費 4 2 老人福祉費 5 3 児童福祉費 4 生活保護費と、「四、衛生費」のうち1. 公衆衛生費の一部、また「五、労働費」のうち1 失業対策費 6 の一部を範囲とする。

4「三民生費 1. 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費をはじめ、同和対策費（それぞれの目的別に分類できるものは、それぞれの目的別区分に計上する。）国民年金証紙売捌き受託事務費（国民年金の印紙売買非（取り扱い手数料は除く。）は収入、支出とも決算総額に含めない。）ならびに身体障害者、精神薄弱者等の援護関係経費、売春防止法に基づく要保護婦人対策に要する経費のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上する。尚、国民健康保険事業会計のうち事業勘定、公益質屋事業会計及び交通災害共済事業会計への繰り出し金または貸付金等（負担金、補助金、出資金、貸付金等を言う。以下同じ。）を含める。

5「三民生費 2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費をはじめ、老人福祉法に基づいて行う老人福祉行政に要する経費及び老人ホーム等老人福祉施設に係る経費を計上する。尚、老人保護医療事業会計への繰り出し金を含める。

6「五、労働費 1 失業対策費」には、失業対策関係職員の人件費をはじめ、補助事業に係る失業対策事業費と単独の失業対策事業費のほか、炭鉱離職者緊急就労対策事業費、産炭地域開発就労事業費及び解く定置域開発就労事業費を含めて計上する。

2-5-1 表目的別・性質別歳出内訳総括（純計）は都道府県と市町村の統計より推計されている。つまり 2-5-2 表都道府県別・性質別歳出内訳（単純合計）と、2-5-4 表 市町村（大都市・特別区及び一部事務組合を含む）目的別性質別歳出内訳（単純合計）を積算し双方で2重に計上されている部分を控除する。

2-5-2 表において「三、民生費」と分類されている費目の 5 災害救助費 を除く費用、即ち 1 社会福祉費 2 老人福祉費 3 児童福祉費 4 生活保護費と、「四、衛生費」のうち 1. 公衆衛生費と 3. 精神衛生費と 7. 医薬費のそれぞれ一部*、また「五、労働費」のうち 1 失業対策費の一部*を含む。

2-5-4 表 市町村（大都市・特別区及び一部事務組合を含む）目的別性質別歳出内訳（単純合計）の該当費用を積算し双方で2重に計上されている部分を控除する。

*注）一部とは性質別で区分として、「四. 扶助費」と「五. 補助費等」のクロスした部分のみを対象にしている。

最終消費支出

参照：2-5-3 表 市町村（大都市・特別区及び一部事務組合を含む）目的別性質別歳出内訳（純計）

雇用者所得；性質別で人件費〔議員報酬手当、委員等報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職手当（組合負担金を除く）、災害補償金、職員互助会補助金、その他〕と物件費の一部になる賃金部分

中間投入；性質別で三維持補修費・物件費の一部・普通建設事業費中の受託事業費、8 失業対策事業費の 1 補助事業費のうち事務費負担金

固定資本減耗；病院等の減価償却費等

間接税；

商品・非商品販売；性質別で十使用料のうち 1. (2) 幼稚園・2. 保育所使用料・4. その他（「1-3-3 表団体別歳入決算」参照）

補助金

性質別で五. 補助費等のうち「4 その他に対するもの」、四扶助費のうち法律で定められ